

伊勢市農業委員会 第205回 総会議事録

日 時	令和5年1月16日(月) 13時56分～15時2分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 吉田 保 4番 山添 久憲    5番 川端 善宏    6番 神廣 敏夫 7番 中澤 利吉    8番 中西 重喜    10番 中西 正平 11番 北村 安弘    12番 山口 和男    13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉    15番 出口 勝信    16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭    18番 大西 正義    19番 森北 雅博
欠席委員	1名 9番 東浦 弘行
総会出席職員	農業委員会事務局 日置 幸美(局長) 中野 雅之(係長) 上野 結女(会計年度任用職員) 農林水産課 青木 茉耶(会計年度任用職員)
会議録署名者	8番 中西 重喜    19番 森北 雅博
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)
報告事項	1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. 農地法第4条の規定による許可の取消について

	<p>4. 農地利用変更届出書について  5. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）  6. その他</p> <p>議長 定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第205回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は18名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということですので、  8番の中西 重喜さん  19番の森北 雅博さん  のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
局	<p>局長 それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第2号 事業計画変更承認申請について  議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  議案第5号 非農地証明願について  議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）  以上6件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議	<p>議長 それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
係	<p>議長 では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図、正誤表を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p>

それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。  
件数は 5 件、田が 5 筆 4,591 m<sup>2</sup>、畑が 3 筆 639 m<sup>2</sup>の計 8 筆 5,230  
m<sup>2</sup>でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移  
転でございます。それでは 1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は佐八町の田 2 筆を譲り受  
けたいとの申請でございます。申請地は佐八町地内 川原神社より南  
東へ 190m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地ございま  
す。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 1 名で  
ございます。

2 番と 3 番、こちらは贈与でございます。受人が同一のため併せて  
説明します。受人は東大淀町の田 2 筆を譲り受けたいとの申請にご  
ざいます。申請地は東大淀町地内 東大淀簡易水道水源地より北東へ 170  
～180m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。  
現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でござ  
います。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

4 番、こちら贈与でございます。受人は東大淀町の田 1 筆を譲り  
受けたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内 東大淀町交  
差点より北東へ 230m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地  
でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人  
員は 2 名でございます。

5 番、こちらは売買でございます。受人は上地町の畑 3 筆を譲り受  
けたいとの申請でございます。申請地は上地町地内 中久保湯田野公  
民館より北東へ 170m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地  
でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人  
員は 5 名でございます。

議案第 1 号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の  
結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当とし

<p>議 長</p>	<p>ております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>泉委員 (職務代理者)</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この内5番は私自身に関する件であります。ひとまず退席いたしまして、この件の審議を会長職務代理者の泉委員にお任せしたいと思います。</p> <p>(森川会長退席後、職務代理者で審議開始)</p> <p>本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉をいただき、外にご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしとのことでございますので、議案第1号中の森川会長に関係する分については承認することに決定いたしました。</p> <p>それでは、森川会長にお戻りをいただきたいと思います。</p> <p>(森川会長着席後、審議再開)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p>

	<p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題いたします。事務局説明をお願いします。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ2筆の764㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(2-1)をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは平成22年11月24日付で農地法第5条にて許可した売買によるミネラルウォーター採取工場でございました。申し出によりますと、清涼飲料水を製造販売する計画を断念し今後の検討をしていたところ、令和4年6月に敷地の約半分について隣地で自動車業を営む承継人が、駐車場及び資材置場として利用することになり、事業計画変更を許可したものでございます。今回残地についても、同承継人から駐車場及び資材置場を拡張し一体利用して事業を行いたいと、事業計画変更申請が提出されたものでございます。なお、転用申請が【5条―8番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。</p> <p>議案第2号は、以上1件でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>係 長</p> <p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声多数あり)

異議なしということですので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が1筆254㎡、畑が2筆988㎡の計3筆1,242㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は鹿海町の田1筆を、自身が使用する住宅 平屋建て1棟 84.05㎡としたいとの申請にございます。申請地は、鹿海町地内 国道23号 鹿海町交差点より南東へ260mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は33%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番と3番は申請者が同一のため併せて説明します。申請者は小俣町湯田の畑2筆を、2番で共同住宅1棟117.385㎡と物置6棟及び駐車場9台分、3番で太陽光発電設備 設置面積134.136㎡としたいとの申請にございます。申請地は、小俣町湯田地内 湯田墓地より南へ30~40mに位置する第2種農地でございます。2番は現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてはコンクリートブロックを設置するとのことでございます。3番につきましては、申請者が平成24年12月に許可を得ず設置してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は、雨水のみで南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所

有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は13件、内訳といたしまして、田が20筆 6,288㎡、畑が18筆 7,391㎡の 計38筆 13,679㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。受人は神久3丁目の田1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積69.42㎡及び車庫1棟 建築面積36.69㎡としたいとの申請でございます。申請地は神久2丁目地内 県立伊勢工業高等学校より西へ50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ

放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

2番、こちらもお買でございます。受人である鈴鹿市高岡町で不動産業等を営む株式会社サクシードインベストメント 代表取締役 瀬古 恭裕 さんが、神久4丁目の田11筆と畑3筆と、一体利用する山林1筆234㎡を譲り受けて、分譲宅地21区画と道路等としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成されることが確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件にございます。申請地は神久3丁目地内 久志本神社より東へ250mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて北東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮ることになります。この1月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。さらに転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

3番、こちらは遺贈にございます。受人は通町の畑2筆と隣接する宅地1筆6.61㎡を遺贈により譲り受け一体利用して、住宅1棟 建築面積62.8㎡としたいとの申請にございます。申請地は通町地内 通町公民館より北東へ130mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、昭和39年に亡くなった父が住宅を建築してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は29%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことをごさいます。

4番、こちらは売買にございます。受人である東大淀町で不動産業等を営む有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋 清さんが、藤里町の畑4筆と隣接

する宅地1筆429.75㎡等を譲り受け一体利用して、建売住宅2棟 建築面積計136.66㎡及び通路等としたいとの申請にございます。申請地は旭町地内 市立宮山小学校より東へ160mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、先代が昭和45年頃から住宅の一部として利用していたが、全て解体し更地にしたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は28%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックの設置と崖からの離隔をすることとでございます。なお、本申請地は、建築物の敷地が高さ2mを超える崖に近接する場合に該当しています。よって、三重県建築基準条例第6条に基づき、その基準である崖高さの2倍以上の水平距離を保たなければならないことを満たすため、崖から195.24㎡分控えることになっております。

5番、こちらでも売買でございます。受人は前山町の田1筆を譲り受け、山林として管理したいとの申請にございます。申請地は佐八町地内 川原神社より南東へ330mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、亡相続人の財産管理人から年月日不詳で山林になっていたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

6番、こちらでも売買でございます。受人である東豊浜町で貝類の販売等を営む株式会社荒木海産 代表取締役 荒木 平さんが、東豊浜町の畑4筆を譲り受けて、稚貝の養殖試験場としたいとの申請にございます。事業計画及び聞き取りから、近年の海洋気象変化に伴い、海産物に影響が出ていることから、今後の貝類等の養殖・漁業発展のため、三重大学の協力を得て養殖事業として発展させたいとのことで、今回は土壌や水質の検査等を行いながら整備の足掛かりとしていくとのことです。また、当地はほとんどが伊勢市所有のため池状態であるため、養殖事業に現状を生かす事ができ最適地であると考え、令和2年4月から市と無償貸付の契約を結んでいます。申請地は東豊浜町地内に点在する第2種農地でございます。本申請地につきましては、河口の島内にあるため現地へ赴けないため、書類調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

7番、こちらでも売買でございます。受人である檜原町で自動車販売・整備業を営む受人が、畑1筆を譲り受けて、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は檜原町地内 市立豊浜東小学校より東へ440mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、令和4年11月頃から物置を設置し資材置場として利用してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

8番、こちらでも売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って、改めて申請された案件で、事業計画変更の承継人が、村松町の畑1筆を譲り受け、資材置場等としたいとの申請にございます。村松町で自動車業を営む受人が、村松町の畑1筆を譲り受けて、隣接する自己所有の雑種地1筆336㎡と一体利用して、資材置場及び駐車場14台分としたいとの申請にございます。申請地は、東大淀町地内 国道23号 東大淀交差点より南西へ560mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。これは、令和4年6月の事業計画変更許可の際に、農地として適正管理することを認めたためです。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

9番、こちらは使用貸借でございます。祖父名義の栗野町の田1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建て1棟 建築面積119.46㎡としたいとの申請にございます。申請地は栗野町地内 市立城田中学校より北東へ160mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は28%、排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックとコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

10番、こちらは売買でございます。受人は二見町溝口の畑1筆と隣接する宅地外3筆476.55㎡と一体利用するために合わせて譲り受け、住宅2棟及び倉庫と温室 建築面積計190.96㎡と駐車場としたいとの申請にございます。申請地は二見町溝口地内 神宮御園より東へ5mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は36%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

11番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である上地町

で土木工事業等を営む株式会社近藤建設 代表取締役 近藤 隆男さんが、三重県が発注した令和4年度公共土木施設維管第33-1分0001号 二級河川外城田川ほか1川地域維持型修繕（体積土砂撤去）工事を受注した関係で、小俣町相合の田3筆計1,328㎡の内560㎡を令和5年3月31日まで賃貸借により借り上げて、工事用の土砂仮置場としたいとの申請にございます。申請地は、小俣町相合地内 生鮮市場ベリー小俣店より北東へ260mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみ自然浸透とし、被害防除としてネットフェンスを設置するとのこととございます。なお、申請地は道路に接していませんが、貸人から搬入等の際に普段から通路として使用している所有地を通行して問題ないとの承諾を得ているとのことです。

12番、こちらは使用貸借でございます。小俣町明野で牧場の経営等を営む株式会社伊勢ほりい牧場 代表取締役 堀井 良晃さんが、代表取締役が個人で所有する小俣町明野の畑2筆を借り受けて、借人が申請地に牛舎2棟 建築面積計1,588.44㎡と倉庫1棟 280㎡を建て、転回スペース等も設置したいとの申請にございます。なお、本申請地は農地法3条での許可後、3年3作に満たない期間で転用することから、経営の合理化とコスト圧縮を行い事業拡大を図るため、先に許可を得ている牛舎等と一体で整備をするとの内容で、早期転用理由書が添付されております。申請地は小俣町明野地内 北明野墓地より北へ270mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては農用地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法第4条第6項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合は転用が認められるものに該当します。令和4年12月28日に伊勢市農業振興地域整備計画の農用地利用計画について用途区分変更の公告がなされております。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留めを設置するとのこととございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮ることになります。この1月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。なお、転用面積が1,000㎡を超えておりますが、都市計画法第29条に基づく開

	<p>発案件に該当しないことを担当部署に確認済みでございます。</p> <p>13番、こちらは売買でございます。受人は御菌町小林の田3筆を譲り受けて、所有権が移転した後に度会郡玉城町で土木建築工事業等を営む株式会社 佑成産業 代表取締役 岡山 典晃さんに貸し出す資材置場及び駐車場6台分としたいとの申請にございます。申請地は御菌町小林地内 小林墓地より南東へ190mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。</p> <p>議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
出口委員	<p>4番について、一体利用地の赤道は払い下げや用途廃止の手続きをしていることを確認していますか。</p>
係 長	<p>維持課と協議・承諾済であることを確認しております。また、払い下げではなく通行のための占用許可を取っております。</p>
出口委員	<p>占用許可ということは、敷地の中へ取り込んでしまうということですか。ここは行き止まりになるところということですが、通り道になっているのですか。現状はどのようになっているかわからないのでしょうか。</p>
係 長	<p>現状は畑と道との境になっているところがわからない状態です。</p>
吉田委員	<p>本件の建ぺい率はどの部分の面積をもとに計算したのですか。</p>

<p>係 長</p>	<p>実際に宅地として使うことができる部分である、実測面積 497.39 m<sup>2</sup>を所要面積とし、建築面積計 136.66 m<sup>2</sup>を 497.39 m<sup>2</sup>で割って計算しております。</p>
<p>出口委員</p>	<p>占有許可について、現状がわからないということで、実際どのような状況になるかや問題がないかをまた所管課に確認して報告していただけますか。</p>
<p>局 長</p>	<p>維持課へ再度問題がないかなど確認をさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p>
	<p>ご異議なしということでございますので、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、2 番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p>
	<p>続きまして、議案第 5 号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>係 長</p>	<p>5 ページをお願いします。</p> <p>議案第 5 号 非農地証明願についてでございます。件数は 3 件、内訳といたしまして、件数は 1 件、内訳といたしまして、畑が 2 筆のみの 799 m<sup>2</sup>です。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ (5 - 1) をご覧ください。</p> <p>1 番、上地町の畑 2 筆で現況は宅地でございます。こちらは平成 14 年以前に</p>

物置・便所を建築し、駐車場としても利用していたとのことで、玉城町役場税務住民課発行の航空写真の写を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

議案第5号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第5号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木  
(農林水産課)

それでは、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は232件で、田が483筆の680,218.67㎡、畑が35筆の33,652㎡、計518筆の713,870.67㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇10ヶ月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ3筆の5,820㎡。

◇2年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ3筆の2,955㎡。

◇2年10ヶ月の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、  
田のみ3筆の2,870 m<sup>2</sup>。  
◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が8件で、  
田が20筆の19,589 m<sup>2</sup>、畑が3筆の2,594 m<sup>2</sup>、計23筆の22,183 m<sup>2</sup>。  
◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が7件で、田のみ8筆の6,190 m<sup>2</sup>。  
◇3年間の利用権（使用貸借権）の移転が2件で、田のみ2筆の1,130 m<sup>2</sup>。  
◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が22件で、  
田が75筆の75,197 m<sup>2</sup>、畑が1筆の987 m<sup>2</sup>、計76筆の76,184 m<sup>2</sup>。  
◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が2件で、畑のみ4筆の2,783 m<sup>2</sup>。  
◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が3件で、  
田が1筆の556 m<sup>2</sup>、畑が2筆の1,502 m<sup>2</sup>、計3筆の2,058 m<sup>2</sup>。  
◇6年間の利用権（使用貸借権）の設定1件で、田のみ5筆の2,297.67 m<sup>2</sup>。  
◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が82件で、  
田が183筆の284,717 m<sup>2</sup>、畑が1筆の784 m<sup>2</sup>、計184筆の285,501 m<sup>2</sup>。  
◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が82件で、  
田が183筆の284,717 m<sup>2</sup>、畑が1筆の784 m<sup>2</sup>、計184筆の285,501 m<sup>2</sup>。  
◇15年間の利用権（賃貸借権）の設定が10件で、畑のみ10筆の9,199 m<sup>2</sup>。  
◇15年間の利用権（賃貸借権）の移転が10件で、畑のみ10筆の9,199 m<sup>2</sup>。  
以上件数は232件で、田が483筆の680,218.67 m<sup>2</sup>、畑が35筆の33,652 m<sup>2</sup>、  
計518筆の713,870.67 m<sup>2</sup>でございます。転貸抜きの件数は138件で、田が298  
筆の394,371.67 m<sup>2</sup>、畑が24筆の23,669 m<sup>2</sup>、計322筆の418,040.67 m<sup>2</sup>ござい  
ます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろ  
しくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内45番は、  
奥野 隆史委員に係る分でございます。ひとまず奥野委員にご退席  
いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

（奥野委員退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言を願  
いします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようござ

いますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

続きまして191番から194番は、森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(森北委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第6号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について  
……2件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について  
……15件(説明内容記録省略)
3. 農地法第4条の規定による許可申請の取消について  
……1件(説明内容記録省略)
4. 農地利用変更届出書について  
……3件(説明内容記録省略)
5. 時効取得所有権移転の通知書について(津地方法務局伊勢支局より)  
……2件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。 1月の現地調査のお願いでございます。 ・1月27日（金） 中澤 利吉委員、 中西 正平委員 ・1月30日（月） 森 美江委員、 中川 亜沙美委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第205回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_